

# 令和2年度 財政運営計画(R3~R5)等の策定のポイント

## 令和2年度財政運営計画等の取扱いについて

本市の財政状況については、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税収入の減少や感染症対策のための緊急的な財政出動、景気後退による扶助費等固定経費のさらなる増加など、これまで以上に厳しい状況になることが見込まれており、今後の中長期的な財政収支の見通しを立てることが困難であることから、本年度の財政運営計画等については、**新規・継続を問わず事業実施が保留となることも想定した審査となる旨、留意のこと**。また、このことを踏まえて、真に必要な事業の検討や実施時期の見直しを含めた事業の必要性の検証を行うこと。

## 財政運営計画

- 【策定目的】**  
 総合計画の施策・事業の推進を図るため、未来への責任ある政策論議を行い、事業の「選択」と「集中」により、厳しい財政状況が見込まれる中であっても、地域経営を進める上で重要な今後3年間の具体的な施策を明らかにすることを目的とする。
- 【計画期間】**  
 令和3年度から令和5年度（3年間）  
 ただし、対象期間は4年間（令和3年度から令和6年度まで）
- 【対象事業】**  
**①継続事業**  
 現計画（令和2年度から令和4年度）に計上されている事業
- ②新規事業**  
 事業費総額（計画から竣工）が1億円以上のハード事業  
 新規事業は原則として令和5年度を起点とする。  
 （新たな財源確保が得られる事業は、令和3年度を起点可）

## 重点政策マネジメント事業

- 【策定目的】**  
 財政運営計画の対象とはならないものの、同期間内において実施を予定しているソフト事業等の新規・拡大施策についても、予めその財政的な影響を把握するとともに、政策議論を通じて事業の優先順位を判断することを目的とする。（平成29年度に従来の財政シミュレーション事業から名称を変更している。）
- 【計画期間】**  
 令和3年度から令和6年度（4年間）
- 【対象事業】**  
**①新規事業**  
 全体事業費(R3~R6)が1千万円以上のソフト事業、1千万円以上1億円未満のハード事業  
 （修繕事業は1億円以上であっても重点政策マネジメント事業対象）  
 ※ただし、下記の重点テーマのいずれかに該当する事業のみを対象

●重点テーマ	第6次総合計画のリーディング・プロジェクトは検討中であるため、昨年度と同様の重点施策等を重点テーマとして設定する。（リーディングとの重複項目は除く。） <b>なお、第5次総合計画を踏まえたうえで、第6次総合計画を見据えた事業計画とすること。</b>
「防災・安全のまちづくりの推進」 「健幸都市づくりの推進」 「子育て・教育の充実」 「“まちなか”を活かした魅力向上」 「コミュニティ活動の推進」	

- ②理事者より政策議論が必要とされた事業**  
 「令和2年度における各部局の課題整理および組織目標」にかかる理事者ヒアリング等において、理事者より財政運営計画等で政策議論が必要とされた事業  
 ※金額要件：全体事業費1千万円以上
- ③継続事業**  
 平成29～令和元年度重点政策マネジメント事業および直近の総務部枠外協議経費等のうち、総務部にて重点政策マネジメント事業対象経費に区分した事業。

## 重点政策マネジメント事業における対象事業

平成29・30年度	令和元年度	令和2年度
○新規事業 ・全体事業費が1千万円以上のソフト事業 ・1千万円以上1億円未満のハード事業 [但し、重点施策等に該当する事業のみを対象]	○新規事業 ・全体事業費が1千万円以上のソフト事業 ・1千万円以上1億円未満のハード事業 [但し、重点施策等に該当する事業のみを対象]	○新規事業 ・全体事業費が1千万円以上のソフト事業 ・1千万円以上1億円未満のハード事業 [但し、重点施策等に該当する事業のみを対象]
○理事者より政策議論が必要とされた事業 ・金額要件あり(1千万円以上)	○理事者より政策議論が必要とされた事業 ・金額要件あり(1千万円以上)	○理事者より政策議論が必要とされた事業 ・金額要件あり(1千万円以上)
○継続事業 ・総務部にて重点政策マネジメント対象経費に区分した事業（地方創生関連事業を含む）	○継続事業 ・総務部にて重点政策マネジメント対象経費に区分した事業（地方創生関連事業等を含む）	○継続事業 ・総務部にて重点政策マネジメント対象経費に区分した事業（地方創生関連事業等を含む）

**【令和元年度の考え方】**  
 ○直近の総務部枠外協議経費の一部を、枠配分経費または重点政策マネジメント事業対象経費として区分するとともに、令和2年度当初予算編成においては、**分権型予算制度の更なる推進を図り、各部局における責任のもと、より一層マネジメントを促す仕組みづくりを検討している。**  
 ○要件に合致しない要求は理由の如何を問わず認めない。（受付しない）



**【令和2年度の考え方】**  
 ○令和2年度当初予算編成において、分権型予算制度の更なる推進を図るため、各部の枠配分経費を増としたところであり、引き続き、**各部局における財政マネジメントを促進する。**  
 ○引き続き、**要件に合致しない要求は理由の如何を問わず認めない（受付しない）。**

## 業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

働き方改革の目指す姿と取組内容を示した「Kusatsu Smart Project」において、『PLAN1「職員の意識改革と多様で柔軟な働き方の実現」』の具体的な取組の一つとして位置付けられていることから、財政運営計画・重点政策マネジメント事業の新規・拡大事業を要求する場合は、**必ず「業務見直し工程表（スクラップロードマップ）」を併せて提出すること。**  
 昨年度に引き続き、工程表により削減される経費については、各部局の財政マネジメントにおける分権型予算制度を推進していることに鑑み、令和3年度当初予算枠配分額から減額しない。  
 なお、令和3年度から、「事業の見直し等の更なる徹底のためのリスト」を経営戦略課において作成予定であり、当該リストにより廃止または縮小となる経費については、代替案を作らない方針であることから、令和4年度当初予算枠配分額から減額する予定であるので留意のこと。

## 今後のスケジュール（予定）

5月28日（木）	部長会通知
6月23日（火）	提出期限
6月下旬 ～ 7月中旬	ヒアリング・財政フレーム作成資料依頼
7月下旬 ～ 8月上旬	部長間調整
8月中旬 ～ 8月下旬	理事者協議
9月中旬	計画策定
10月中旬（調整中）	議会報告・市民への公表